

水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について (水道事業及び水道用水供給事業分)

国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」のうち、水道事業及び水道用水供給事業における和歌山県分の結果についてとりまとめたので公表します。

【調査内容】

本年度を含む過年度の水質検査結果の確認、報告(令和2年度～令和6年度)

※令和6年度は9月30日時点

【調査結果】

■県内水道事業等における調査結果概要(令和2年度～令和6年度)

種別	対象事業者数	検査実施事業者数	暫定目標 超過事業者数 (50ng/L) ※4	検出結果
上水道事業※1	25	25	0	不検出～32ng/L
水道用水供給事業※2	2	2	0	不検出
簡易水道事業※3	51	30	0	不検出～7ng/L

ただし、検査実施事業者管内において、すべての給水区域を検査していない場合がある。

※1 上水道事業：給水人口が5,001人以上である水道

※2 水道用水供給事業：水道事業者に対し、その用水を供給する事業

※3 簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下である水道

※4 ng/L(ナノグラムパーリットル)

☆検査を実施した水道事業、水道用水供給事業の結果 暫定目標(50ng/L)超過なし

《参考》

水道水の水質については、水質基準51項目が省令で定められているが、それ以外に水質管理上留意すべき項目が水質管理目標設定項目と位置づけられている。

PFOS 及び PFOA は令和2年度に本項目に位置付けられ、暫定目標値として、PFOS 及び PFOA の合算で50ng/Lを設定。体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものである。

【国土交通省が公表している調査結果】

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000603.html

お問合せ先
和歌山県環境生活部生活局
生活衛生課
担当：梶本、山本、壺井
TEL 073-441-2620(直通)